

令和5年度 再資源化等業務に関する事業報告書
(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、持続可能な循環型社会の実現に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効活用及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

I. 要旨

本財団は、平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第105条に規定する指定再資源化機関に指定されており、法第106条に規定する再資源化等業務を実施した。

令和5年度においては、地方公共団体のためのセーフティネット機能の一環として、大規模災害発生に備えた体制整備・処理計画策定等に資する情報提供・啓発活動及び研修会、不適正な処理を行う事業者等への指導強化に資する知見の共有、並びに地方公共団体固有の課題の解決に向けた支援を実施した。

II. 事業内容

令和5年度に再資源化等業務に関する事業として実施した主要なものは以下のとおりである。

1. 特定自動車製造業者等からの委託による特定再資源化等物品の再資源化等業務(1号業務)

年間製造又は輸入台数が1万台未満の特定自動車製造業者等29社との再資源化等契約に基づき、特定再資源化等物品の再資源化等に必要な業務を実施した。

令和5年度は、定常的な取組みにより、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で前年度比112.0%となる9,124台分、0.4億円の委託料金等収入を収受した。

2. 義務者不存在車等に係る特定再資源化等物品の再資源化等業務(2号業務)

義務者不存在車等(並行輸入車、自動車製造業者等が倒産、撤退、廃業した車で自動車製造業者等が確定できない自動車)に係る特定再資源化等物品の再資源化等に必要な業務を実施した。

令和5年度は、定常的な取組みにより、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で前年度比88.6%となる8,828台分、0.8億円の再資源化料金等受入収入を収受した。

また、再資源化料金等受入収入を引取台数や処理費用の観点から分析し、適正な再資源化等料金を設定のうえ、自動車所有者等に向けて公表した。

さらに、「災害廃棄物処理支援ネットワーク(以下「D.Waste-Net」という。)」のメンバーとしての活動を通じ、災害発生時における被災自動車の適正処理に対する地方公共団体による対応の円滑化に向け、環境省と連携して以下を実施した。

(1) 手引書・事例集、番号不明被災自動車に関する推計結果等を活用した情報提供・啓発活動及び説明会・研修会を通して、地方公共団体における

被災自動車の適正処理に係る体制整備、処理計画の策定等の支援を実施した。

- (2) 令和6年1月に発災した令和6年能登半島地震対応として、当該地域からの要請に基づき、国や関係機関と連携のうえ、法に則した被災自動車撤去処理の際に必要な手続きを案内するための手引書・事例集を展開するとともに、道路運送車両法上の抹消手続き等に関するチラシを作成し、対象地方公共団体へ配付した。
- (3) D.Waste-Net の活動を通して、激甚災害発生時における国、地方公共団体への情報提供、助言等の支援を実施した。また、新たな取組みとして内閣府等が主催する防災国体へ初出展し、災害時における被災自動車の処理状況等に関するポスターを会場へ掲出するなど、発災時における撤去処理についての啓発を行った。

3. 離島対策支援事業(3号業務)

引取業者への使用済自動車等の引渡しに支障が生じている離島地域の125市町村に対し、運搬その他の支障を除去するための措置に要する費用に充てるための資金の出えんその他の協力を実施した。

令和5年度も、定常的な取組みにより、80市町村に対して21,770台分、1.2億円の出えんを実施した。

また、本業務において、その他以下を実施した。

- (1) 離島地域における自動車リサイクルの安定を維持するため、出えん実績等の分析等により市町村の個別課題の解消を支援した。
- (2) 離島市町村に対し、本支援事業の一層の周知や新たな施策を構築するために、意見収集、提案形式によるアンケートを実施し、廃車時の処理実態や海上輸送時の諸課題等離島を取り巻く状況、実態の把握につなげた。
- (3) 令和5年度に申請のあった80市町村のうち31市町村の申請証憑確認を実施し、事務精度を確認した。また、6市町に訪問し、離島における使用済自動車の流通状況や支援制度活用スキームについてヒアリングを行うとともに、申請受付業務の確認検査を実施した。

4. 不法投棄等対策支援事業(4号業務)

使用済自動車等が不適正に処分された場合において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第19条の7第1項又は第19条の8第1項の規定による支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対して資金の出えんその他の協力を行うこととしている。

不法投棄等対策支援事業の活用方法を継続して地方公共団体に周知しているものの、令和5年度も不法投棄等対策支援事業を活用した地方公共団体はなかった。

また、使用済自動車等の不法投棄・不適正保管の解消・抑止に資するため、地方公共団体に向けたその他の協力事項として以下を実施した。

- (1) 不法投棄・不適正保管の解消に向け、所管する地方公共団体担当者に対応状況等について意見交換を実施し、原因者への措置方法等の方針を定め、使用済自動車撤去処理作業等は解体・破碎業者団体を通じたスキームを講じる等の施策を実施した。

- (2) 不法投棄・不適正保管事案の解消に向け、不適正行為を行う事業者への指導強化に向けた知見を提供するための研修として、地方公共団体の担当者に対して「法概要等を中心とした基礎知識研修」を実施するとともに、解体業者協力のもと「実務作業等演習を通して学ぶステップアップ現場研修」を実施した。
- (3) 地方公共団体、関係団体連携協力のもと、新たに解体業の許可を申請し事業を行う者を対象に法制度や許可要件等の知識及び特定再資源化等物品の適正な処理・作業方法等実務に関する理解度の向上を目的とした研修をトライアル実施し、令和6年度本格稼働に向けて整備した。

5. 地方公共団体が撤去した解体自動車等に係る引取・再資源化等業務
(5号業務)

不法投棄等対策支援事業(4号業務)で対象となった地方公共団体が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要業務を実施することとしている。

令和5年度は、地方公共団体による不法投棄等対策支援事業の活用がなかったことに伴い、5号業務としての実績もなかった。

6. 不適正処分自動車の処理に係る引取・再資源化等業務(6号業務)

地方公共団体その他の者の求めに応じ、引取り又は引渡しが適正に行われていない解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要業務を実施することとしている。

令和5年度は、地方公共団体その他の者からの要請がなく、実績はなかった。

なお、再資源化等業務規程第18条第3項及び第5項に基づき、令和5年度の大規模災害対応(2号)業務に係る出えん収入の残余については、令和6年度の大規模災害対応(2号)業務を実施する費用に充て、同様に3号及び4号業務に係る出えん収入の残余については、令和6年度の第3号から第5号までの業務を実施する費用に充てる。

以上